

結婚支援PRキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、結婚支援PRキャラクター（アニメむすび丸キューピッドバージョン。以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2 キャラクター（別紙）を使用しようとする者は、「結婚支援PRキャラクターアニメむすび丸使用承認申請書」（様式第1号）を宮城県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、県担当課にあらかじめ連絡したときは、この限りでない。

- (1) 国、宮城県及び宮城県内の市町村が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他知事が適当と認めた場合

(使用承認)

第3 知事は、第2の規定による申請があった場合、その内容を審査し、キャラクターの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは、広く承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、結婚支援の趣旨の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 営利団体等が、自己の利益を確保することを主たる目的とする場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他知事が不相当と認める場合

2 知事は、前項の承認をするときは、「結婚支援PRキャラクターアニメむすび丸使用（変更）承認証」（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第4 キャラクターの使用承認を受けた者（第2ただし書きの規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使うこと。

デザインの変更に該当する行為（例）

- イ 画像の一部を欠く表示
- ロ 他の線や文字等との重複
- ハ 縦横比の変更
- ニ 白黒灰の3色刷りを除く色の変更

- (3) コピーライトマーク (©宮城県・旭プロダクション) の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第3で承認を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (7) 作成した物件を、第三者に有償譲渡又は有償転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第5 使用者が承認内容について変更しようとするときは、「結婚支援PRキャラクターキャラクターアニメむすび丸使用承認変更申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、「結婚支援PRキャラクターアニメむすび丸使用(変更)承認証」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用承認の取消し)

第6 知事は、使用者がこの要領に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 第1項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取消された者が負担するものとする。
- 3 知事は、前項に規定するもののほか、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用料)

第7 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用承認期間)

第8 キャラクターの使用期間は、使用承認の有効期間内とする。ただし、この期間は、申し込みをした年度の3月31日までとする。年度を超えて使用する場合は、翌年度4月1日に改めて申請をしなければならない。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。

結婚支援 PR キャラクター（アニメむすび丸キューピッドバージョン）一覧

太 粹



©宮城県/旭プロダクション



©宮城県/旭プロダクション



©宮城県/旭プロダクション



©宮城県/旭プロダクション



©宮城県/旭プロダクション



©宮城県/旭プロダクション